



熊本県公報

号外 第 3 号

平成 23 年 3 月 11 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○道路の区域変更	(道路保全課)	1
○道路の供用開始	(〃)	1
○兼用工作物管理協定の締結	(〃)	2
○道路の区域変更	(〃)	2
○道路の供用開始	(〃)	3

告 示

熊本県告示第 264 号の 2

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 23 年 3 月 11 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 23 年 3 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本停車場線	熊本市春日一丁目 771 番地先から 同所 771 番地先まで	前	0.0 ～ 0.0	0.0	活基総街（駅前広場）
		熊本市春日三丁目 1015 番 3 地先から 同市春日一丁目 771 番地先まで	後	140.0 ～ 183.3	31.6	

2 区域を変更する期日 平成 23 年 3 月 11 日

熊本県告示第 264 号の 3

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 23 年 3 月 11 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 23 年 3 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本停車場線	熊本市春日三丁目 1015 番 3 地先から 同市春日一丁目 766 番 5 1 地先まで	109.9	活基総街（駅前広場）

		熊本市春日一丁目 767番8地先から 同所 764番2地先まで	40.0
	熊本高森線	熊本市春日三丁目 1034番1地先から 同市春日一丁目 767番9地先まで	59.5

2 供用を開始する期日 平成23年3月12日

熊本県告示第264号の4

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定により熊本駅白川口（東口）駅前広場と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第6項の規定により告示する。

その関係図書は、熊本県土木部道路保全課に備え置いて縦覧に供する。

平成23年3月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 道路の種類及び路線名
主要地方道熊本停車場線
- 道路の位置
熊本市春日三丁目637番4から熊本市春日一丁目767番9まで
- 他の工作物の管理者の氏名及び住所
九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 唐池恒二
福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号
- 管理の内容
 - 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）については熊本県が行うものとする。
 - 兼用工作物の管理上必要となる清掃等は、九州旅客鉄道株式会社が行うものとする。
 - 原則として、道路専用施設に係る災害復旧は、熊本県が行うものとする。
 - 熊本県は、次に掲げる兼用工作物の管理を行う場合においては、あらかじめ九州旅客鉄道株式会社と協議するものとする。
ア 兼用工作物の新設、改築、維持又は災害復旧（維持又は修繕にあつては兼用工作物の管理上重要なものに限る。）
イ 兼用工作物に係る道路法第24条本文、第32条第1項若しくは第3項、第35条前段、第37条第1項又は第46条第1項の規定による権限の行使
- 管理の開始期日
平成23年3月12日

熊本県告示第264号の5

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年3月11日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年3月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	熊本市田崎一丁目 277番11地先から 同所 274番1地先まで	前	13.0 ～ 26.0	84.0	活基総街（市道接続）
			後	19.4 ～ 39.4	84.0	
		熊本市田崎三丁目 1071番1地先から 同所	前	8.1 ～ 51.7	41.3	連立（交差点付け）

		1071番1地先まで	後	8.7 ～ 44.7	49.2	替え)
--	--	------------	---	------------------	------	-----

2 区域を変更する期日 平成23年3月11日

熊本県告示第264号の6

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年3月11日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	熊本市田崎一丁目 277番11地先から 同所 274番1地先まで	84.0	活基総街（市道接続）
		熊本市田崎三丁目 1071番1地先から 同所 1071番1地先まで	49.2	連立（交差点付け替え）
一般県道	並建熊本線	熊本市春日四丁目 121番地先から 同市春日三丁目 818番6地先まで	319.0	住市総街（新道）

2 供用を開始する期日 平成23年3月11日